

## 積立ぷらす（漁業収入安定対策事業）の払戻が本格的に始まる！ 瀬戸内海「船曳網漁業」で多額の払戻

平成 23 年 4 月よりスタートしました新積立ぷらすは、旧積立ぷらすと比べ加入要件が緩和されたこと等から 11 月末時点で、契約件数で 10,587 件（前年比 319%）、積立額で 364 億円（同 357%）と非常に多くの漁業者が利用している状況です。

責任期間が終了する契約が出はじめていますが、瀬戸内海（香川・愛媛県）の船曳網漁業が多額の払戻に該当しました。

単位：千円

	契約 件数	積立額 (漁業者分)	払戻 件数	<新積立ぷらす> 払戻金 (A)	<漁業共済> 支払共済金 (B)	支払額計 (A+B)
計	28	50,360	28	201,440	226,991	428,431

これは、今年度のカタクチイワシ漁が、大羽（魚体が 8 cm 以上）漁で平年の約 5 倍の水揚量と豊漁であったものの近年の在庫状況から単価が平年比の 52%であったことや、チリメン漁では、主産卵期に餌料環境が悪かった等により平年比 4%とほとんど漁獲されなかったことにより、漁期を通じて共販金額が平年比 60%と不漁になったためです。

	共販量 (平年比)	共販金額 (平年比)	キロ単価 (平年比)
大羽	1006.5 t (484%)	4 億 2,020 万円 (285%)	418 円 (52%)
チリメン	7.1 t (4%)	1,490 万円 (5%)	2091 円 (123%)
合計 (上記他含む)	1619.3 t (98%)	8 億 2,340 万円 (60%)	509 円 (59%)

大半の漁業者は「共済掛金の追加補助」を活用し、漁業共済の契約割合を引き上げていましたので、共済においても多額の支払いに該当することとなりました。

払戻該当漁業者の中には、昨年までの「旧積立ぷらす」では加入要件を満たせず未加入だった者もいましたが「新積立ぷらすが出来たおかげで皆加入することが出来た。共済金と払戻金で燃料代や資材代の支払いができ本当に助かった。」とのことでした。